

さらに、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「PRTR法」といいます。）」の運用、各種調査結果の情報提供などを行うとともに（図6）、これらの対策を的確に進めるために、市町村との連携を図りつつ取組を進めています。

## 2 発生源対策の実施状況

### (1) 廃棄物焼却施設に対する適正管理についての指導状況

ダイオキシン法で定められている特定事業場は県域内に172事業場（平成17年度当初）あり、これらの特定事業場を対象に管理状況等の確認のため、計画的に立入検査等を行っています（表2）。

表2 平成16年度監視指導状況

	届出事業場数		立入検査件数	文書による指導件数	測定分析件数
	平成16年度当初	平成17年度当初			
特定事業場	187	172	161	0	7
大気規制基準適用事業場	151	136	131	0	7
水質規制基準適用事業場	36	36	30	0	0

（政令市を除く。）

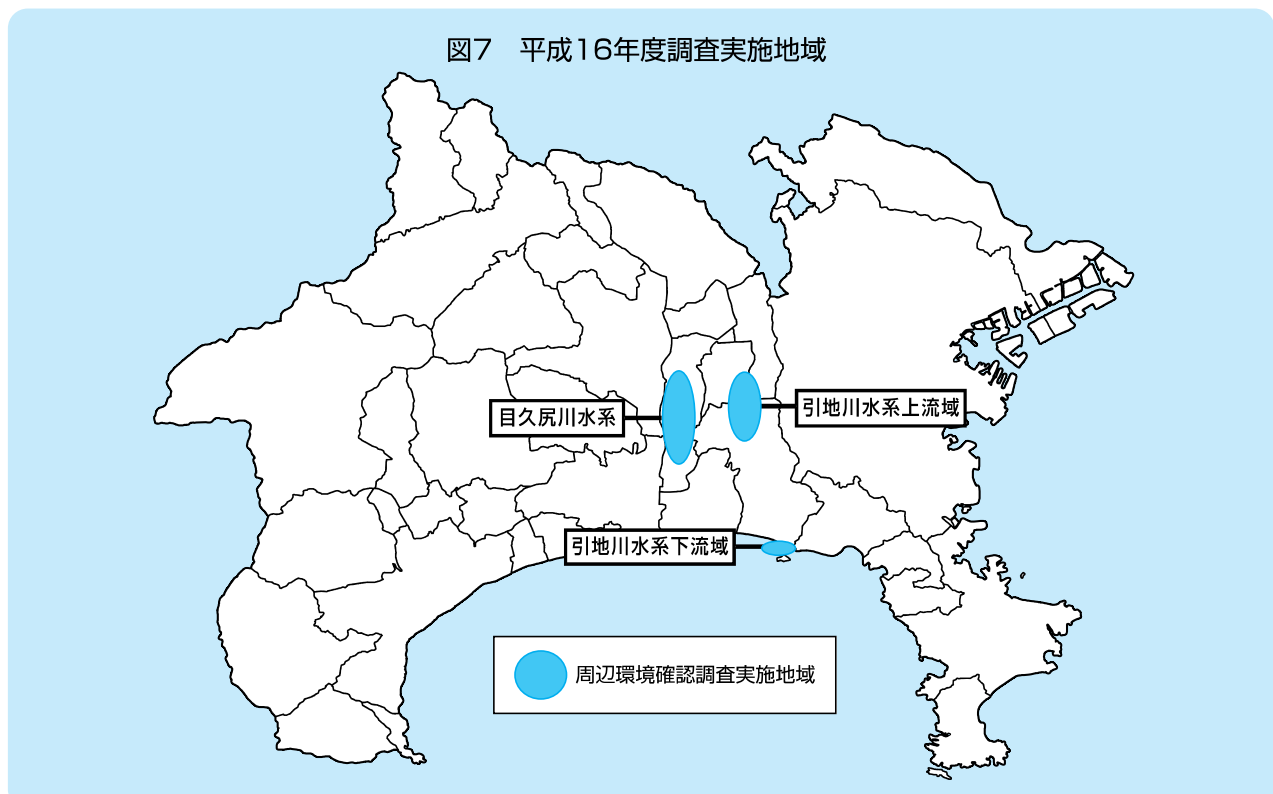
### (2) 廃棄物焼却施設の改善状況

既存の、市町村等が設置する一般廃棄物焼却施設や民間事業者が設置する産業廃棄物焼却施設は、平成14年12月から適用されたダイオキシン法や廃棄物処理法に基づく恒久対策基準（⇒29ページ）に適合させるため、バグフィルター等の高度な排ガス処理設備を設置するなどの対策を行いました。

こうした取組の結果、現在稼働している廃棄物焼却施設は、すべて恒久対策基準に適合しています。

### (3) 河川調査結果を踏まえて行った周辺環境確認調査

平成12年度に実施した緊急河川調査において水質環境基準を超過した地点の流域等で、汚染を究明するための詳細調査や周辺環境への影響を確認する調査を行っています。これまでに9地域で調査を実施し、環境影響が無いことを確認した地域については調査を終了した結果、平成16年度は3地域（図7）で調査を行いました。（⇒26ページ）



#### (4) ダイオキシン法に基づく自主測定

廃棄物焼却施設等特定施設<sup>\*6</sup>の設置者は、ダイオキシン法第28条第1項から第3項の規定に基づき、施設の排出ガス等のダイオキシン類濃度の測定を年1回以上行い、その結果を知事（横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市にあっては市長）に報告しなければなりません。また、知事は、同条第4項の規定に基づき、報告を受けた測定結果を公表することになっていますが、平成16年度中（平成16年4月1日～平成17年3月31日）に報告された自主測定結果の概要は、次のとおりです。

##### ■平成16年度自主測定結果の概要（排出等の基準⇒29ページ）

- 年度内報告：136施設（報告対象：206施設）<sup>1)</sup>
- 排出ガス：0.0000022～11ng-TEQ/m<sup>3</sup>N<sup>2)</sup>
- 排出水：0.00077～0.32pg-TEQ/L<sup>2)</sup>
- ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻：0～31ng-TEQ/g<sup>3)</sup>

- 1) 未報告の事業者に対しては、立入検査などを通じて指導しています。
- 2) 1施設で排出ガスの基準不適合がありましたが、施設の廃止を確認しています。その他の施設については、排出ガス、排出水ともに基準に適合していました。
- 3) ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、管理、処分方法の適正化等の指導を行っています。

これらの自主測定の結果は、各地域県政総合センター環境部の窓口で閲覧できるほか、県のホームページでも見ることができます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/dxn/index.htm>

また、政令市においても、自主測定結果をインターネット上で公表しています。（⇒政令市のホームページアドレスは最終ページに掲載）

#### (5) 廃棄物焼却施設の解体工事への対応

国においては、平成13年4月に労働安全衛生規則を改正し、廃棄物焼却施設の解体工事における作業従事者のダイオキシン類へのばく露防止措置を規定するとともに、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を制定しています。一方、廃棄物処理法、ダイオキシン法、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」といいます。）」では、廃棄物焼却施設の設置手続き及び構造・維持管理に関する基準を設けていますが、解体工事については特段の定めをしていません。

こうしたことから、廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等の飛散、流出による周辺環境への汚染を未然に防止することなどを目的として、「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を制定し、平成13年12月1日から施行しています。なお、保健所を設置する市（横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市）においても同様の条例、要綱等を制定しており、平成14年4月以降、県内全域でほぼ同様の取組が行われています。

#### (6) 廃棄物処理の現状

一般廃棄物の排出量は平成15年度で386万トンあり、再生利用された量は63万トンで、52万トンが最終処分されました（表3）。一般廃棄物の排出量は平成12年度の393万トンピークに若干減少傾向にあり、再生利用率の上昇等により、最終処分量は平成5年度に比べると約29%減少しています。

産業廃棄物の排出量は平成15年度で1,785万トンあり、再生利用された量は650万トンで、156万トンが最終処分されました（表3）。産業廃棄物の排出量が平成5年度から15年度にかけて12%減少している中で、再生利用率は同水準で推移し、最終処分量は平成5年度と比べると37%減少しています。

<sup>\*6</sup> ダイオキシン法施行令第1条に規定されているダイオキシン類を発生し大気中に排出する施設とダイオキシン類を含む汚水または廃液を排出する施設のことで、一定以上の焼却能力がある焼却施設や製鋼用電気炉等が該当します。

平成17年9月に施行令が一部改正され、「担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設」等の3つの施設が水質基準対象施設に追加されました。

表3 排出量等の推移

(単位：万トン)

一般廃棄物	排出量	平成5年度			平成10年度			平成12年度			平成15年度		
		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
	353	100%	100	374	100%	106	393	100%	111	386	100%	109	
	再生利用量	31	9%	100	47	13%	152	56	14%	181	63	16%	203
	減量化量	249	70%	100	266	71%	107	277	71%	111	271	71%	109
	最終処分量	73	21%	100	61	16%	84	60	15%	82	52	13%	71

(単位：万トン)

産業廃棄物	排出量	平成5年度			平成10年度			平成15年度		
		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
	2,040	100%	100	1,845	100%	90	1,785	100%	88	
	再生利用量	707	35%	100	670	36%	95	650	36%	92
	減量化量	1,086	53%	100	958	52%	88	979	55%	90
	最終処分量	247	12%	100	217	12%	88	156	9%	63

出典：神奈川県廃棄物処理計画（平成17年3月改訂）

### (7) 廃棄物問題の今後の対策の方向性

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動は、私たちに物質的な「豊かさ」や「便利さ」をもたらす一方で、資源やエネルギーを消費し、地球規模を含めて、様々な環境問題を引き起こしています。とりわけ、廃棄物に関する問題は、大量の廃棄物の排出、最終処分場の残余容量のひっ迫、跡を絶たない不法投棄など、私たちにとって身近で、しかも大きな課題となっています。

こうした問題を解決していくため、県では、「廃棄物県内処理100%」を基本目標に掲げ、第一に廃棄物の発生抑制の推進、次に再使用、再生利用の推進、そして、最後に残った廃棄物を適正に処理することを基本に諸対策を進めることにしています。

県ではこうした道筋を具体的に示し、廃棄物問題に対するさまざまな課題に対応するため、平成14年3月に「廃棄物処理計画」を策定し、県民、事業者、市町村とともにその推進を図ってきましたが、循環型社会づくりに向けた取組を一層強めていくという基本的な考えのもと、平成17年3月に計画を改訂しました。

#### ■廃棄物処理計画の概要

##### 1 計画の対象等

一般廃棄物と産業廃棄物を対象とする廃棄物に関する総合的な計画で、平成27年度を展望した施策の方向を定めるとともに、平成17～21年度までの事業計画を定めています。

##### 2 計画目標

廃棄物県内処理100%を基本目標とし、その実現に向けて、排出量、再生利用量、最終処分量等の目標や、事業目標（①海洋投入処分原則ゼロ、②未処理埋立処分原則ゼロ、③PCB廃棄物の100%処理）を設定しています。

##### 3 施策事業の特徴

###### (1) 循環型社会に向けた効果的な「しくみ」づくり

- ア ごみ処理の有料化など、経済的手法の活用の促進
- イ 優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度の推進
- ウ 不法投棄防止に向けた効果的な制度の検討・実施 など

###### (2) 製品の生産から、流通、消費、廃棄までの各段階での取組みの促進

- ア 生活系ごみの削減を図るための消費者への普及啓発
- イ 製品の耐久性を向上し、いつでも修理を受けられるよう、生産・流通段階への働きかけ
- ウ 新たなごみ処理技術の開発、民間の事業展開を踏まえたごみ処理広域化の推進
- エ 安全性のモデルとなる県立県営の産業廃棄物最終処分場の建設 など

###### (3) 「20世紀の負の遺産」の解消

- ア 休廃止した焼却施設の解体、撤去の促進
- イ PCB廃棄物の処理の促進 など

● 廃棄物処理計画は、県ホームページ等でご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/syorikeikaku/index.htm>